

佐賀県後期高齢者医療広域連合個人情報保護に関する法律施行条例施行規則第12条の規定に基づき、令和6年度における個人情報保護に関する法律及び佐賀県後期高齢者医療広域連合死者の個人情報の開示請求に係る取扱要綱の運用状況を次のとおり公表する。

令和7年6月6日

佐賀県後期高齢者医療広域連合長 横尾俊彦

1 保有個人情報の開示の請求等の状況

(1) 保有個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

実施機関	請求 件数	処理状況				不服申立 件数
		開示	部分開示	不開示	取下げ	
広域連合長	2	2	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0	0

(2) 保有個人情報訂正の請求・利用停止の請求

すべての実施機関において、請求はありませんでした。

2 保有個人情報の目的外利用、第三者提供の状況

(単位：件)

条項	実施機関	広域 連合長	議 会	選 挙 管 理 委 員 会	監 査 員
69条 第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法令に基づく場合）	4	0	0	0
69条 第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	1	0	0	0
69条 第2項第2号	行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき	0	0	0	0
69条 第2項第3号	他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき	3	0	0	0
69条 第2項第4号	前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき	0	0	0	0
	合 計	8	0	0	0

3 死者の個人情報の開示の請求等の状況

(1) 死者の個人情報の開示の請求件数及びその処理状況

(単位：件)

実施機関	請求 件数	処理状況			
		開示	部分開示	不開示	取下げ
広域連合長	3	0	2	3	0
議 会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0
合 計	3	0	2	3	0

(注) 1件の決定事案において複数の決定理由となることがあるため、決定理由の形と決定件数は一致しません。

(2) 死者の個人情報訂正の請求・利用停止の請求

すべての実施機関において、請求はありませんでした。